

第5章 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成14年度末 (平成15年3月31日現在) 金 額	平成15年度末 (平成16年3月31日現在) 金 額	増減額
(資産の部)			
現金及び預貯金	1,572	7,531	5,959
現金	1	1	-
預貯金	1,571	7,530	5,959
有価証券	2,901	2,180	△ 721
外国有価証券	1,799	1,939	139
その他の証券	1,101	241	△ 860
不動産及び動産	338	616	278
土地	-	210	210
建物	159	222	62
動産	178	183	5
その他資産	17,713	13,343	△ 4,370
未収保険料	-	0	0
代理店貸	148	128	△ 20
再保険貸	12	3	△ 9
外国再保険貸	-	31	31
未収金	2,792	952	△ 1,839
未収収益	0	0	0
預託金	167	118	△ 49
地震保険預託金	15	23	7
仮払金	379	532	152
保険業法第113条繰延資産	12,952	10,361	△ 2,590
ソフトウェア	1,218	1,089	△ 128
その他の資産	25	100	75
貸倒引当金	△ 1	0	1
資産の部合計	22,523	23,672	1,148

(平成15年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によることとなります。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上することとしております。

この結果、当期において0百万円の貸倒引当金の計上を行いました。

5. 退職給付引当金は、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会 平成10年6月16日）の簡便法を適用し、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度についての退職給付にかかわる期末自己都合要支給額による退職給付債務を計上しております。

(単位:百万円)

科 目	平成14年度末 (平成15年3月31日現在) 金 額	平成15年度末 (平成16年3月31日現在) 金 額	増減額
(負債の部)			
保険契約準備金	7,660	10,432	2,771
支払備金	2,055	2,504	448
責任準備金	5,605	7,928	2,322
その他負債	905	1,020	115
再保険借	0	0	0
外国再保険借	—	0	0
未払法人税等	34	47	13
預り金	0	2	2
未払金	492	553	61
仮受金	378	416	38
退職給付引当金	66	102	36
賞与引当金	76	91	14
価格変動準備金	0	0	0
負債の部合計	8,710	11,647	2,936
(資本の部)			
資本金	11,221	13,221	2,000
資本剰余金	9,721	11,721	2,000
資本準備金	9,721	11,721	2,000
利益剰余金	△ 6,889	△ 12,857	△ 5,967
当期末処理損失	6,889	12,857	5,967
(当期純損失)	(2,571)	(5,967)	(3,396)
株式等評価差額金	△ 239	△ 60	178
資本の部合計	13,813	12,024	△ 1,788
負債及び資本の部合計	22,523	23,672	1,148

6. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は、税込方式によっております。
なお、資産に係わる控除対象外消費税等相当額は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
10. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によっております。
11. 不動産及び動産の減価償却累計額は650百万円であります。
12. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、128億57百万円であります。
13. 当期から保険業法施行規則の改正により、貸借対照表の様式を改訂し、従来の「当期損失」を「当期純損失」として表示しております。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
経常収益	9,671	13,143	3,472
保険引受収益	9,448	13,116	3,668
正味収入保険料	9,447	13,114	3,667
積立保険料等運用益	1	2	1
資産運用収益	180	24	△ 156
利息及び配当金収入	43	20	△ 23
有価証券売却益	137	6	△ 131
積立保険料等運用益振替	△ 1	△ 2	△ 1
その他経常収益	42	2	△ 39
貸倒引当金戻入額	8	0	△ 8
その他の経常収益	33	2	△ 31
経常費用	12,238	19,103	6,865
保険引受費用	6,951	8,845	1,894
正味支払保険金	3,570	5,127	1,557
損害調査費	530	450	△ 79
諸手数料及び集金費	468	495	26
支払備金繰入額	652	448	△ 203
責任準備金繰入額	1,729	2,322	593
為替差損	0	—	0
資産運用費用	232	45	△ 186
有価証券売却損	117	45	△ 71
有価証券償還損	115	—	△ 115
営業費及び一般管理費	5,991	7,621	1,630
その他経常費用	2,616	2,590	△ 26
貸倒損失	0	—	0
保険業法第113条繰延資産償却費	2,590	2,590	—
その他の経常費用	26	0	△ 26
保険業法第113条繰延額	△ 3,553	—	3,553
経常損失	2,567	5,959	3,392
特別利益	1	0	△ 1
価格変動準備金戻入額	1	0	△ 1
特別損失	1	2	1
不動産動産処分損	1	2	1
税引前当期純損失	2,567	5,961	3,394
法人税及び住民税	3	5	1
当期純損失	2,571	5,967	3,396
前期繰越損失	4,318	6,889	2,571
当期末処理損失	6,889	12,857	5,967

(平成15年度の注記事項)

- ① 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	13,261 百万円
支払再保険料	147 百万円
差引	13,114 百万円
- ② 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	5,197 百万円
回収再保険金	70 百万円
差引	5,127 百万円
- ③ 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	495 百万円
出再保険手数料	0 百万円
差引	495 百万円
- ④ 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	20 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	20 百万円
- 1株当たりの当期純損失は25,620円37銭であります。
算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は5,967百万円、普通株式の期中平均株式数は232千株であります。
- 保険業法第113条繰延資産償却費の計算は、定款の規定に基づき行っております。
- 当期から保険業法施行規則の改正により、損益計算書の様式を改訂し、次のとおり表示しております。
 - ① 従来の「税引前当期純損失」を「税引前当期純損失」として表示しております。
 - ② 従来の「当期損失」を「当期純損失」として表示しております。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(損失)	△ 2,567	△ 5,961	△ 3,394
減価償却費	440	489	49
支払備金の増加額	652	448	△ 203
責任準備金等の増加額	1,729	2,322	593
貸倒引当金の増加額	△ 8	△ 1	6
退職給付引当金の増加額	27	36	8
賞与引当金の増加額	11	14	2
価格変動準備金の増加額	△ 1	0	1
利息及び配当金収入	△ 43	△ 20	23
有価証券関係損益	94	39	△ 54
為替差損益	0	-	0
不動産動産関係損益	1	3	1
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	40	△ 359	△ 400
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	420	1	△ 418
その他(ソフトウェア)	△ 947	△ 273	674
小計	△ 149	△ 3,261	△ 3,111
利息及び配当金の受取額	43	21	△ 22
その他(保険業法第113条繰延資産償却費)	△ 955	2,590	3,546
法人税等の支払額	△ 3	△ 3	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,065	△ 653	412
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 2,992	-	2,992
有価証券の売却・償還による収入	1,869	2,991	1,122
II① 小計	△ 1,123	2,991	4,115
(I+II①)	△ 2,189	2,337	4,527
不動産及び動産の取得による支出	△ 54	△ 379	△ 324
不動産及び動産の売却による収入	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,178	2,612	3,790
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	1,500	4,000	2,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,500	4,000	2,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 743	5,959	6,703
VI 現金及び現金同等物期首残高	2,558	1,814	△ 743
VII 現金及び現金同等物期末残高	1,814	7,773	5,959

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成16年3月31日現在)

現金及び預貯金	7,531 百万円
有価証券	2,180 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 1,939 百万円
現金及び現金同等物	7,773 百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

(4) 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
当期末処理損失	4,318	6,889	12,857
次期繰越損失	4,318	6,889	12,857

(5) 一株当たり配当等

指 標	平成13年度	平成14年度	平成15年度
一株当たり配当金	一円一銭	一円一銭	一円一銭
配当性向	—	—	—
一株当たり当期純損失	11,007円88銭	11,828円75銭	25,620円37銭

(注) 1株当たり当期純損失は $\frac{\text{当期純損失}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

(6) 一株当たり純資産額

(単位：千円)

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
一株当たり純資産額	71	61	45

(7) 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
従業員一人当たり総資産	98	97	73

2. リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	—	—

(注)

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合 計	—	—

(注)

(1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

(3) 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸付金及び貸付条件緩和債権(除く上記(1),(2))。

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権。

4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

項目	平成14年度末	平成15年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,951	3,387
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く）	1,101	1,723
価格変動準備金	0	0
異常危険準備金	1,089	1,723
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△ 239	△ 60
土地の含み損益	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額		
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}$	691	959
一般保険リスク（R ₁ ）	559	765
予定利率リスク（R ₂ ）	—	—
資産運用リスク（R ₃ ）	57	117
経営管理リスク（R ₄ ）	21	31
巨大災害リスク（R ₅ ）	106	154
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	564.9	705.9

（注）上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ この「通常の予測を超える危険」（「リスクの合計額」（上表の(B)））に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）（一般保険リスク）
 - ② 予定利率上の危険： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険（予定利率リスク）
 - ③ 資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
 - ④ 経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの（経営管理リスク）
 - ⑤ 巨大災害に係わる危険： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災等）により発生し得る危険（巨大災害リスク）
- ・ 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは損害保険会社の資本、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報等

(1) 有価証券

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成14年度末			平成15年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	
	株式	—	—	—	—	—	
	外国証券	2,000	1,799	△ 200	2,000	1,939	△ 60
	その他	1,141	1,101	△ 39	—	—	—
合 計	3,141	2,901	△ 239	2,000	1,939	△ 60	

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

- (1) 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

- (2) その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成14年度末	平成15年度末
その他	241	241

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 金銭先物取引等

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

6. その他

保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による中央青山監査法人の監査を受け、監査報告書を取付けております。